

農業用ため池の管理保全及び防災工事等に関する今後の対策

令和8年3月 農村振興局防災課

令和元年度に農業用ため池の管理及び保全に関する法律（ため池管理保全法）、令和2年度に防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（ため池工事特措法）が施行され5年が経過したことから、各々の法律について令和6年度、7年度に有識者委員会^{*}を設置し、都道府県や市町村からの評価も踏まえ、施行状況の点検・検証を行った。

その結果、両法ともおおむね適切に施行されていると評価された。

検証結果等を踏まえ、今後の農業用ため池の管理保全及び防災重点農業用ため池の防災工事等に当たり、農林水産省は地方自治体等と連携し、これまでの施策を継続しながら、新たな取組も取り入れて、農業用ため池の管理保全及び防災重点農業用ため池の防災工事等を推進する。

※農業用ため池の管理保全施策の施行状況の点検・検証に係る委員会（令和6年度）
防災重点農業用ため池の防災・減災対策の施行状況の点検・検証に係る委員会
（令和7年度）

1 適切な管理保全に向けた対策

農業用ため池の適切な管理保全に向けては、管理者の高齢化や人員不足といった課題に対応しつつ、地域の実情に応じた管理負担の軽減や未利用ため池の廃止が必要である。

加えて、地震や豪雨などの災害が頻発・激甚化する中で、迅速かつ的確な対応を可能とする体制の構築やMAFF-SATによる技術支援の速やかな実施が重要である。

さらに、洪水調節機能や生態系保全等、農業用ため池が有する多面的機能の更なる発揮を図ることで、地域資源としての価値を高めることも有意義である。

これらの観点を踏まえるとともに、法令に基づく権限行使の円滑化に向けて、以下の取組を着実に推進する。

（1）管理保全に係る持続的な体制の整備

- ・ 監視カメラ、水位計等の遠隔監視機器やリモコン草刈り機等による日常的な管理業務の省力化、点検記録のデジタル化による関係者間での情報共有。
- ・ 地域内外の多様な個人や団体の管理保全活動への参画の促進。
- ・ 決壊による災害の未然防止や管理保全に係る負担軽減のため、利用されていない防災重点農業用ため池の廃止。
- ・ 参考となるマニュアル等の作成（ため池管理マニュアル（令和2年6月改

定)、農業用ため池廃止工事の設計に関する手引き(令和7年3月制定)、農業用ため池遠隔監視機器導入の手引き(令和7年10月制定)等)。

(2) 災害への備え、災害発生時の迅速かつ的確な対応

- ・ 周辺環境の変化に対応した防災重点農業用ため池の適切な指定。
- ・ ため池防災支援システムやため池管理アプリの活用による迅速な点検及び点検結果や被災状況に関する報告の促進。ため池防災支援システムやため池管理アプリの操作性向上等に資する新システム開発(令和9年度から運用開始予定)。
- ・ MAFF-SAT(農林水産省・サポート・アドバイス・チーム)による、支援の必要性判断のための初期情報収集、被災状況の把握等の緊急点検、復旧工法の検討等の技術支援の速やかな実施。
- ・ 防災意識向上のため、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価結果の地域住民等への周知の促進。

(3) 農業用ため池の多面的機能の更なる発揮

- ・ ため池管理者や多面的機能支払交付金の活動組織等による管理保全活動の促進。
- ・ 多面的機能の発揮に関する優良事例の収集、分析及び周知。

(4) 施行命令、代執行等の権限行使の円滑化

- ・ ため池管理保全法に基づく勧告、施行命令や代執行等に係る手続の周知(同法に関するパンフレットの作成(令和6年10月改定))。
- ・ 届出未了、新設及び廃止する農業用ため池に係るため池管理保全法に基づく適切な届出の促進。

2 防災工事等の推進に向けた対策

決壊による水害などの災害により、周辺区域に被害を及ぼすおそれがある防災重点農業用ため池については、防災工事等を集中的かつ計画的に推進する必要がある。

防災工事等の推進に当たっては、予算の確保や補助事業制度、地方財政措置の充実のほか、緊急自然災害防止対策事業等の活用による地方単独事業の実施が求められる。加えて、国営事業による防災工事の実施、豪雨対策の先行実施、所有者不明土地への法的対応など、既存の事業や制度を効果的に活用することも重要である。

また、技術面では、新技術や情報化施工の導入による施工の効率化、人員不足への対応としての外注化、環境との調和に配慮した工事の実施、現場条件を反映した歩掛の制定を進めていく。さらに、工事の円滑な推進のための劣化状況

評価等の地域住民への周知や、災害復旧事業等における再度災害防止に向けた改良復旧も求められる。

これらの観点を踏まえ、以下の取組を着実に推進する。

(1) 防災工事等に要する費用の財政上の支援

- ・ 物価上昇を踏まえた防災工事等に係る予算の確保。
- ・ 農村地域防災減災事業や農業水路等長寿命化・防災減災事業等の補助事業制度の補助率嵩上げや定額支援等による支援充実。
- ・ 国営総合農地防災事業、農村地域防災減災事業及び緊急自然災害防止対策事業（地方単独事業）に関する特別な地方財政措置。

(2) 防災工事等に関する制度の改善や活用促進

- ・ 国営総合農地防災事業等の国営事業による防災重点農業用ため池に係る防災工事の実施。実施に当たり、新技術や情報化施工技術の取り入れ。
- ・ 地域の実情に応じ、洪水吐き拡幅等の豪雨対策の先行整備。参考となるマニュアル等の作成（豪雨対策の先行整備に関する手引き（令和8年度中作成予定））。
- ・ 土地改良法に基づく急施の防災事業の実施。
- ・ 所有者不明土地の防災工事等における民法等の法的手段の活用。参考となる事例集の作成（令和8年3月作成）。

(3) 防災工事等の適切な実施に向けた積算等の改善と技術的支援の充実

- ・ 新技術や情報化施工技術の活用を推進、技術指針等の作成（今後作成予定）。
- ・ 環境との調和に配慮した防災工事等の実施に向けた技術指針等の作成（今後作成予定）。
- ・ 現場条件を反映した積算歩掛の制定（今後順次制定予定）。
- ・ コンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入等による工期短縮や施工管理の負荷軽減。技術指針等の作成（今後作成予定）。
- ・ 発注者の人員不足に対応するため、現場技術業務の活用等や各都道府県の土地改良事業団体連合会による技術支援の促進。

(4) その他

- ・ 防災工事への理解促進のために行う、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価結果の地域住民等への周知の促進。
- ・ 災害復旧事業と災害関連事業の組合せ等の実施による、堤体の余裕高確保や洪水吐き拡幅等の改良復旧の推進。
- ・ 農業用ため池管理保全技士制度の取得・活用の促進。

3 管理・監視体制の強化

農業用ため池の適切な管理保全、防災工事が必要と評価された防災重点農業用ため池の経過観察に当たっては、管理・監視体制の強化が不可欠である。

これらに係る以下の取組を着実に推進する。

(1) ため池サポートセンターによる点検強化

- ・ 適正な管理に必要な知識・手法の取得のために行う、管理者講習会や現地での指導等。
- ・ 劣化の進行抑制等のために行う、定期的な現地パトロールによる経過観察の実施。

(2) ハザードマップ作成

- ・ 周辺環境の変化に対応した適切な更新。
- ・ 印刷物の配布やホームページへの掲載等による地域住民への確実な周知。
- ・ ハザードマップの作成及び更新の参考となるマニュアル等の作成（ため池ハザードマップ作成の手引き（平成25年5月制定））。

(3) 遠隔監視機器による監視体制の整備

- ・ 監視カメラや水位計等の遠隔監視機器による日常的な管理業務の省力化。
- ・ 豪雨や地震等の災害時における水位や周辺状況の確認、必要に応じた避難指示への活用。
- ・ 参考となるマニュアル等の作成（農業用ため池遠隔監視機器導入の手引き（令和7年10月制定））。